



事務連絡
平成26年3月31日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

処方せんの「変更不可」欄の取扱い等について

処方せんの「変更不可」欄の取扱い等については、「医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成25年3月22日付け総評第7号）において、総務省から厚生労働省に対して、「医療機関に対し、後発医薬品への変更に差し支えがあると判断した場合を除いては、処方せんの『変更不可』欄にチェックしないこととし、その旨を周知すること。」、「医療機関に対し、患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならないことについて、一層の周知徹底を図ること。」が勧告されているところです。つきましては、これを踏まえ、保険医療機関においては下記の事項に留意するよう、貴管下の保険医療機関等に対し、周知徹底をお願いいたします。

記

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年4月30日厚生省令第15号）第20条第2項の二により、保険医は、投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならないこと。

保険医療機関においては、処方を行う保険医が、処方せんに記載した医薬品について後発医薬品への変更に差し支えがあると判断した場合に、処方せんの「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載すること。